

令和8年度 第3回 揖斐川町教育委員会定例会議（議事録）

1 日 時 令和8年6月29日（月） ＜開会＞ 午後15時30分 ＜閉会＞ 午後17時00分

2 場 所 揖斐川町立清水小学校（1階）会議室

3 出席者

教 育 長 香田 静夫

教育委員 松井乃里子（教育長職務代理者）、小林 直樹、折戸 克明、八幡 雅夫

事 務 局 所 貴 宏（事務局長）、宮腰 美和（社会教育課主幹）

植山まりこ（学校教育課学校教育係長）

4 次 第

（1）開 会

- ・ 揖斐川町教育委員会会議規則（第7条）に基づいて、会議の開会を宣告する。
- ・ 本会議事録の署名については、規則第19条により、折戸 克明_委員1名を指名する。
- ・ 本日の予定は、諸般の報告に続いて、議事2件、事務局からの連絡、
- ・ 規則第21条に定められた非公開案件は1件とする。

（2）諸般の報告（教育長）

① 小中学校における校外学習（宿泊を伴う）の安全確保について

- ・ 学校からの届出に不明な点や不適切な計画があれば直ちに指導・助言し改善を図っている。
- ・ 引率者数（県規定）：児童生徒25人に付き教員1人、代表1人、看護1人（特別支援学級1人）

② 小中学校における平和学習の実施上の留意事項について

- ア 各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動等、全教育活動を通してねらいの達成を図ること。
- イ 教育基本法第14条の規定に基づき、適切に実施し、社会運動や政治活動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保すること。
- ウ 児童生徒に一面的な見方や考え方を押し付けることのないよう、客観的で公正な視点で教材を選択し取り扱うこと。
- エ 国際（理解）教育、人権教育、環境教育等との関連を図ったり、道徳教育の充実を図ったりして、平和を尊重する心や態度を育成すること。
- オ 平和の大切さを伝える郷土資料や地域の方たちなど、地域の教育資源を活用して具体的な活動を創意工夫すること。

③ 「いじめの認知」についての正しい理解について

- ・ いじめの認知とは、学校が初期段階のいじめも含めて児童生徒の被害を把握し、適切に対応することを指す。いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）。
- ・ いじめの定義では、従来の「一方的」「継続的」「深刻な苦痛」といった要素は必須ではなく、ごく初期段階の行為や意図せず相手を傷つけた場合もいじめとして認知されることが重要で、学校がいじめを正確に認知することは、早期発見・未然防止・重大事態の回避に直結する。個々の教職員がいじめと判断したものだけを報告するというのでは、法律の趣旨に反することになり、いじめか否かは、学校として「組織」で判断する。
- ・ 「揖斐川町におけるいじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの発見・通報を受けた場合には、事実確認を丁寧に行い、必要に応じて学校の「いじめ対策委員会」における検討や教育委員会への相談等を行い、迅速に状況把握にあたるとしている。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」

等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

④ 教育情報

第2回「学校教育の在り方シンポジウム in いびがわ」開催要項

－ まちの未来をひらく子供たちが育つ学校をみんなで創る。－

<趣 旨>

揖斐川町の将来を見据え、小中学校に必要な教育環境等について、次期学習指導要領及び「公立小中学校の適正規模・適正配置に関する手引（改訂）」等を踏まえ、文部科学省が進めるこれからの学校教育の方向性に学ぶとともに、審議会としての答申策定に向けた基本的な考え方を示し、今後の学校教育の在り方に関する意見を広く求める。

<日 時> 令和8年8月22日（土）13:30～16:00 <会 場> 地域交流センター「はなもも」ホール

<内 容>

13:30～ 開会挨拶

13:35～ 基調講話 「これからの時代が求める学校教育について」

文部科学省 大臣官房企画官・総務調整官（国会担当）

省改革推進・コンプライアンス室次長 中村 有希 氏

14:45～ シンポジウム － まちの未来をひらく子供たちが育つ学校をみんなで創る。－

15:55～ 閉会挨拶

（3）議 事

- ・ （議第5号）揖斐川町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

<教育長>

- ・ 議第5号「揖斐川町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明を求める。

<事務局長>

- ・ 人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に伴う特別休暇の改正及び、引用条項の整理、その他所要の改正を行うため。
- ・ 引用条項の誤りを修正するもの（第8条第1項、第23条第4項）
- ・ 停職処分の意義及び効果の定めがないため追加するもの（第20条第2項）
- ・ 特別休暇の有給休暇及び無給休暇の定めについて改正するもの（第13条別表第2、別表第3）
〔教育委員の意見〕
- ・ A L Tの効果的な配置と母語によるネイティブな外国語指導は町内小中学校の特色の一つ。勤務が適正になされるよう規則を整えられたい。

<教育長>

- ・ 議第5号「揖斐川町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則」について可否を諮る。
（全員 承認）
- ・ 議第5号について承認する。

（4）連絡事項 等

<事務局長>

- ・ 令和8年度6月議会の報告（一般質問、総務文教常任委員会、その他）
- ・ 令和8年度 揖斐川町総合教育会議

<日 時> 令和8年7月27日（月）10:30～12:00 <会 場> 揖斐川町役場（2階）公室

<学校教育課>

- ・ 令和9年度 小中学校管理職等任用候補者選考について
- ・ 小学生県外研修派遣事業（北海道芽室町）の選考結果、研修予定等について
- ・ 中学生海外派遣研修事業（セントジョージ市）の進捗
- ・ 地域学習支援事業「地域学び塾」の実施に向けて
- ・ 5月生徒指導上の問題行動等の報告
- ・ その他

<社会教育課>

- ・ 第1回「揖斐川町社会教育委員定例会」の報告
- ・ 第1回「いびがわ地域クラブ推進会」の報告
- ・ 「いびがわマラソン2026」の進捗（第1回メディカル委員会の報告など）
- ・ 「夏休み特別教室」を含む地域での学びの場の提供に向けて
- ・ その他

5 教育委員会定例会の開催予定

日 時：7月27日（月） 9時00分～

会 場：揖斐川町役場（3階）研修室

6 閉 会

<議長（教育長）>

- ・ 閉会を宣言する。
全員異議なし

以上、閉会

署名 _____